

令和5年4月から新しい納付方法が増えました！

払込取扱票の「eL-QR」(二次元バーコード)を読み取ることで以下の支払方法が可能に！

※「eL-QR」対応の金融機関では、函館市の指定・収納代理金融機関以外でも、窓口納付ができます。

- ・インターネットバンキングからの振込
- ・銀行口座からの日付を指定した振替(ダイレクト納付)
- ・クレジットカード決済
- ・スマホ決済アプリ

1 「eL-QR」利用で納付できる税目

○固定資産税(土地・家屋)・都市計画税 ○固定資産税(償却資産) ○軽自動車税(種別割)

2 利用方法

- 地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」へアクセス
- 各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」を直接読み取り

【地方税お支払サイト】

利用可能な金融機関、スマホ決済アプリは下記URLまたは右記の二次元バーコードからHPにアクセスしてご確認ください。

URL【<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>】



3 「eL-QR」, 「eL番号」(納付書番号), バーコードの位置

- ① eL番号(納付書番号)
- ② eL-QR(二次元バーコード)
- ③ バーコード

※内容によっては①②③の一部のみの記載になります。

4 注意事項

- (1) 納税通知書に同封の払込取扱票に「eL-QR」, 「eL番号」が記載されております。
紛失や口座振替取りやめなどにより**再発行された払込取扱票には「eL-QR」が記載されません。**
そのため、再発行の場合は、各種スマホ決済アプリの利用ができません。
※令和5年4月1日以降に発行された払込取扱票すべて(再発行も含む)に「eL番号」は記載されますので、クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト納付)の利用は可能です。
- (2) 「地方税お支払いサイト」「スマホ決済アプリ」で納付すると**領収書は発行されません**ので、軽自動車税の車検用納税証明書や確定申告など、領収書が必要な場合は、払込取扱票裏面に記載の金融機関等の窓口で納付してください。
- (3) 納付手続きを済ませてから納税証明書の発行が可能となるまでには、1週間から10日ほどを要する場合があります。
お急ぎの場合は、払込取扱票裏面に記載の窓口にて納付をし、**領収書を必ず持参のうえ、ご来庁ください。**
- (4) 通信料、システム利用料(クレジットカード手数料)は利用者様にご負担いただきます。
※函館市の収入になるものではありません。
- (5) 手続きを行う際は、必ず裏面の函館市HPをご確認ください。

5 令和4年度開始の函館市独自のキャッシュレス決済との違い

函館市では、令和4年4月から「PayPay」「LINEPay」によるスマホ決済、「F-REGI 公金支払い」によるクレジットカード決済を導入いたしました。

令和5年4月から導入する納付方法とは異なりますので、ご注意ください。

	令和4年開始のキャッシュレス決済	eL-QRまたはeL番号利用の決済
税目等	個人市道民税(普通徴収) 固定資産税(土地・家屋)・都市計画税 固定資産税(償却) 軽自動車税(種別割) 国民健康保険料 保育料	固定資産税(土地家屋)・都市計画税 固定資産税(償却) 軽自動車税(種別割)
税額上限	30万円以下(払込取扱票1枚あたり)	上限なし
読み取り方法	バーコード読み取り	eL-QR読み取りまたは eL番号入力
納付方法	○スマホ決済アプリ PayPay, LINEPay ○クレジット決済 F-REGI公金支払い	○クレジットカード決済 ○インターネットバンキング ○口座振替(ダイレクト納付) ○スマホ決済アプリ ※詳しくは函館市HPをご確認ください
クレジット手数料等	手数料が異なりますので、詳しくは函館市HPをご確認ください。	
注意事項	令和4年4月以降に発行された納付書	eL-QRまたはeL番号が記載されてい る納付書

【お問い合わせ先】財務部税務室納税担当 電話0138-21-3234

【函館市HP】<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111900025/>



《法務局から大切なお知らせです。》

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

《相続登記をしないと……》

お亡くなりになった方の名義のままだと、不動産の売却や利活用などにおいて、手続きがスムーズに進まない場合があります。また、自然災害等の発生後の復興において、所有者が分からないことによる事業への支障など、私たちの生活の安全・安心、地域の活性化、産業の推進にも影響が生じます。

《相続登記の方法》

相続登記の方法は、「法務省のホームページ」や「お問合せ先」に
連絡してご確認ください。 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



《相続・登記の専門家に相談したい場合》



← 日本弁護士会のホームページ(法律相談のご案内)

日本司法書士会連合会のホームページ(登記相談のご案内) →



不動産登記
推進イメージキャラクター
【トウキツネ】

函館地方法務局《お問合せ先:函館地方法務局登記部門 TEL:0138-23-9530》